

PCB 特別措置法に基づく行政代執行に係る自治体支援について
【検討状況報告】

平成 29 年 3 月
環境省産業廃棄物課

1. 検討の経緯

- 昨年 2 月に取りまとめられた本検討会の報告書において、保管事業者の破産、死去、相続等に起因して PCB 廃棄物の処理が滞っている事案については、処理完了期限内の処理を確保するための行政代執行を円滑にする制度の導入を検討する必要があるとされ、また、事業者が不存在、資力不足等の場合であって、行政代執行に要した費用を当該事業者から徴収することが困難な場合について、支援のあり方を併せて検討する必要があるとされた。
- これを受け、昨年の PCB 特別措置法の改正において、処分期間内の処理を確実なものとするための措置の一つとして、保管事業者に代わって自治体が行政代執行により JESCO に高濃度 PCB 廃棄物を処分委託することができる旨が規定されるとともに、昨年 3 月より、都道府県等が行う高濃度 PCB 廃棄物処理の行政代執行に要した費用を事業者から徴収することが困難な場合についての支援のあり方を検討するため、「高濃度 PCB 廃棄物の行政代執行に対する支援のあり方検討会」を設置し、検討の結果を 7 月に報告書として取りまとめた（参考資料 4-1、4-2）。

【参考】「高濃度 PCB 廃棄物の行政代執行に対する支援のあり方検討会」報告書における基金造成部分の趣旨（概要）

- 独立行政法人環境再生保全機構に置かれている「PCB 廃棄物処理基金」の制度的枠組を活用し、行政代執行を行った自治体に対する支援について、国及び産業界が協力して、別に改めて基金を造成することにより行うことが適当。
- 産業界の協力については、PCB 特別措置法の規定を踏まえ、製造者及び PCB が使用されている製品の製造者に対し、これらの関係事業者には PCB 廃棄物の処分に関する法的責任はないことに留意しつつ、難分解性である等の性質を持ち、高額な処理費用を要する PCB 及び PCB 含有製品を製造した者としての社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）に鑑み、社会貢献として応分の協力を広く求めることが適当。

2. 対応状況

（1）関係事業者への出えんに関する協力依頼の発出

- 上記検討会報告書の内容に基づき、昨年 10 月に、関係事業者に対し、環境大臣名にて PCB 廃棄物処理基金への出えんに関する協力依頼を送付（参考資料 4-3）。
- その際、関係事業者からの出えん総額の目標を 6 億円（全体の必要額見積もりである 12

億円を官・民で案分した額)に設定。また、出えん額や方法等はいくまで出えんを行う事業者ごとの任意としつつ、企業の規模に応じた出えん額を「目安」として提示。

- 現在、個別団体又は事業者において、出えん額等について個々に検討を行っており、環境省としても、個別に相談等を行っているところ。

(2) PCB 廃棄物処理基金に関する関係規定の整備

- (1) のとおり、昨年 10 月段階で関係事業者宛てに出えんに関する協力依頼を送付していることを踏まえ、本年 3 月には、PCB 廃棄物処理基金を管理する独立行政法人環境再生保全機構に関する環境省令を改正
- さらに、同機構の内部規定等も改正し、関係事業者からの出えんの受入れのための関係規定の整備を実施。

3. 具体的な財政的支援の方法（検討中）

- PCB 特別措置法第 13 条第 1 項に基づき、自治体が行政代執行として処分等措置（高濃度 PCB 廃棄物の処分その他必要な措置）を実施した場合に、その必要額の 3/4 を上限として PCB 廃棄物処理基金より支援を実施。その際、環境再生保全機構及び JESCO が実施している中小企業等の費用軽減制度の枠組みを活用することを想定。
- 支援に当たっては、行政代執行に至る過程における行政対応の経緯や、法定要件への該当（改善命令違反等）、保管事業者に対する求償の実施状況等を確認することを予定。
- 一方で、今回の措置が期限内の確実な処理のためのものであること、また、計画的処理完了期限まで一年を切った状況で実施せざるを得ないものであることから、自治体側に求められる手続きについては、簡易・迅速な手続きとすることが必要。
- 北九州事業エリアの変圧器・コンデンサーの処分期間が平成 29 年度末に迫っていることを踏まえ、行政代執行の実施に当たって自治体側に求められる具体的な手続きや支援の方法等について、平成 29 年度前半には、環境省の通知等により自治体等の関係者に周知を行うこととする。

(以上)